

毎週火、金曜日発行（休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 政府に売り渡すべき米穀の売渡し時期
米飯提供業者の登録

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による特別被害地域の区域の指定
家畜伝染病予防法によるひな白痢検査等の実施
昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百七十号の廃止

◇人委規則 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
寒冷地手当の支給に関する規則
職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第五百八十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三条第一項の規定に基づき、昭和三十九年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十年三月一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

鳥振第二〇五号 昭三九、九、二八 羽場 利平 鳥取市尚徳町一一六 住所に同じ。

倉振第一七七号 " 早栗 文字 睦 庄 東伯郡羽合町大字上浅津四の九八 "

" 第一七八号 " 山本 勉 朝日 食堂 " 九の一 "

鳥取県告示第五百八十六号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第三百三十六号)第二条第五項第一号の規定に基づき、次のとおり昭和三十九年七月の豪雨についての天災による被害農業者に対する経営資金の融通に係る特別被害地域の区域を指定する。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区 分	郡市名	市町村名	旧市町村名	特別被害地域
農業関係 一般農業者	米子市	米子市	米子市	全部の区域
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"
		"	"	"

彦名村
崎津村
大篠津村
和田村
富益村

鳥取県告示第五百八十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ひな白痢検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	"	夜見村
"	"	"	"	成見村
"	"	"	"	尚徳村
"	"	"	"	五千石村
"	"	"	"	巖 村
"	"	"	"	春日村
"	"	"	"	県 村
"	"	"	"	大高村
"	"	"	"	宝木村
気高郡	気高町	宝木村	水尻	
"	"	"	"	
"	"	"	"	
"	"	"	"	
"	"	"	"	
"	"	"	"	
西伯郡	伯仙町	宝木村	水尻	

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛。ただし、午後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び駆除の方法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
 ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応
 だに駆除……BHC散布

別表 ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
十月十九日	鳥取市	矢矯検査場
二十日	"	洞谷"
二十一日	"	双六原、一ツ橋"
二十二日	"	瀬田蔵"
二十三日	気高郡青谷町	楠根、澄水"
二十四日	"	紙屋"
二十七日	"	山田、亀尻"
二十七日	気高町	絹見"
二十八日	"	山宮、上原"
	"	飯里、下石"

二十九日	"	鹿野町 河内、矢原"
二十九日	"	岩美郡国府町、雨滝、大石"
三十日	"	廣西、美敷"
三十日	"	岩美町 小田、蒲生"
三十一日	"	鳥越、銀山"

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月三十一日	気高町	各種鶏場巡回
	大栄町	藤田種鶏場
十九日	"	日置"
	"	長谷川"
	"	裏間"
	"	福島"
二十日	鳥取市	各種鶏場巡回
二十一日	"	"
二十二日	"	"

二十三日	"	"
二十四日	国府町	"
二十六日	鳥取市	"
二十七日	"	"
	鹿野町	"
	"	"
二十九日	鳥取市	"
三十日	"	"

鳥取県告示第五百八十八号

昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百七十号（種付並
 びに精液の譲渡及び注入手数料の額について）は、廃止
 する。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五
 十五条第九項の規定に基づき、鳥取都市計画鳥取駅南土
 地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法
 同条第十項において準用する同法同条第七項の規定によ
 り次のように告示する。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画鳥取駅南土地区画整理事業

二 事務所の所在地

鳥取市尚徳町百六十番地 鳥取市役所

三 事業計画認可の年月日

昭和三十七年二月二十日

四 変更認可の年月日

昭和三十九年十月十二日

人事委員会規則

寒冷地手当の支給に関する規則をここに公布する。
昭和三十九年十月十六日
鳥取県人事委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第三十一号

寒冷地手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)第十一條の二及び第十八條の規定に基づき、寒冷地手当の支給に關し必要な事項を定めることを目的とする。
(支給基準)

第二条 条例第十一條の二第一項の人事委員会が定める期間は、同条例同條同項の基準日(以下「基準日」という。)の翌日から翌年の二月末日までとする。

2 条例第十一條の二第一項の人事委員会が定める職員は、基準日において、次の各号に掲げる職員とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條第二項の規定により休職にされている職員のうち、条例第十二條の二の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

二 地方公務員法第二十九條第一項の規定により停職にされている職員

三 職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第六号)の規定により休暇を与えられている職員

第三条 条例第十一條の二第二項の寒冷地手当の額の計算の基礎となる給料の月額及び扶養手当の月額は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

一 条例第十二條の規定により給料が減額されている場合には、減額しない給料の月額

二 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号)第三條の規定により減給されている場合には、減給されない給料の月

額

三 条例第八條第二項に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)に異動のあつた場合には、日割計算によらない異動後の扶養手当の月額

第四条 条例第十一條の二第三項の人事委員会が定める割合は、職員の異動の時期の区分に応じ、次の表に掲げる割合(以下「追給率」という。)とする。

異動の時期の区分	追給率
基準日の翌日から十一月末日まで	百分の百
十二月一日から十二月末日まで	百分の七十五
一月一日から一月末日まで	百分の五十
二月一日から二月末日まで	百分の二十五

第五条 条例第十一條の二第四項の人事委員会が定める当該豪雪に係る地域及び人事委員会が定める期間(以下「豪雪期間」という。)は、豪雪のつど、人事委員会が定めるものとする。

2 条例第十一條の二第四項の人事委員会が定める職員

は、豪雪期間内の全日数にわたつて第二條第二項各号に掲げる職員であつた者及び基準日から一年以内の間に於いて豪雪に係る寒冷地手当の支給を受けた職員とする。

3 条例第十一條の二第四項の人事委員会が定める額は、豪雪期間内における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては二千五百円(扶養親族のない職員にあつては千七百円)、その他の職員にあつては八百五十円とする。

4 前項に規定する世帯主である職員は、主としてその収入によつて世帯の生計をささえている職員で次の各号に掲げるものとする。

一 扶養親族を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

第六条 条例第十一條の二第五項の人事委員会が定める期間は、支給することとなる場合には基準日の翌日から翌年の二月末日までとし、返納させることとなる場

合には基準日の翌日から翌年の一月末日までとする。

2 条例第十一条の二第五項に規定する寒冷地手当の額の異なる地域は、職員が基準日に異動直前の地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる条例第十一条の二第二項の規定による寒冷地手当の額(以下「異動前の額」という。)と、当該職員が基準日に異動後の地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる条例第十一条の二第二項の規定による寒冷地手当の額(以下「異動後の額」という。)の異なる地域とする。

3 条例第十一条の二第五項の人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる額とする。

一 基準日の翌日から翌年の二月末日までの間に、異動後の額が異動前の額をこえることとなる地域に異動した職員は、異動後の額と異動前の額との差額に、異動の時期の区分に応じ、第四条の表に掲げる追給率を乗じて得た額

二 基準日の翌日から翌年の一月末日までの間に、異

動後の額が異動前の額に達しないこととなる地域又は支給地域以外の地域に異動した職員には、異動前の額と異動後の額との差額(異動後の地域が支給地域以外の地域である場合にあっては、異動前の額)に、異動の時期の区分に応じ、次の表に掲げる返納率を乗じて得た額

異動の時期の区分	返納率
基準日の翌日から十一月末日まで	百分の五十
十二月一日から十二月末日まで	百分の三十七・五
一月一日から一月末日まで	百分の二十五

(支給日)

第七条 条例第十一条の二第六項の人事委員会が定める日は、次の各号に掲げる日とする。

一 条例第十一条の二第二項前段の規定による寒冷地手当は、基準日

二 条例第十一条の二第二項後段及び条例第十一条の二第五項の規定による寒冷地手当は、異動の日から

三十日を経過しない日

三 条例第十一条の二第四項の規定による豪雪に係る寒冷地手当は、第五条第一項の人事委員会の定めて指定する日

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年八月三十一日から適用する。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十九年十月鳥取県条例第五十七号)による改正後の職員の給与に関する条例の規定により職員に支払われるべき寒冷地手当の額と昭和三十九年八月三十一日にすでに支払われた寒冷地手当の額との差額の支給日は、第七条の規定にかかわらず昭和三十九年十月二十一日とする。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十月十六日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第三十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「以下同じ。」を「以下本条及び第七条において同じ。」に改める。

第十一条各号列記以外の部分を次のように改める。

扶養手当は、職員の給与が次の各号の一に該当し、減額又は減給されている場合においても減額しないものとする。

第十三条を削り、第十三条の二第一項第三号中「減額」を「減給」に改め、同条を第十三条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、昭和三十九年八月三十一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発

行 者

鳥取県鳥取市東町一丁目

所

鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価

一部月額二五〇円（送料共）

刷

所